

アブムーサ島に関するイラン・シャルジャ間の了解覚書についての国際法上の考察

- 1 はじめに
- 2 了解覚書に至る経緯
- 3 了解覚書の内容
- 4 イランによる支配の拡大
- 5 省察
- 6 おわりにかえて



中谷 和弘
(東京大学教授)

1 はじめに

ペルシャ（アラビア）湾内に所在する小島であるアブムーサ（Abu Musa）島及び大小トンブ（Greater and Lesser Tunbs）島¹は、イランとアラブ首長国連邦（UAE）が領有権を争っている（イランが実効的支配をしている）。この領土紛争は、3島がホルムズ海峡²近辺に所在するという地政学的重要性から国際政治上の関心を集めてきたが、国際法上特に興味深いのは、3島の実効的支配をしていた英国からUAEが独立してUAEに主権が移譲される直前の1971年11月下旬にアブムーサ島に関してイランとシャルジャ（Sharjah, UAEの支邦）の間で了解覚書（Memorandum of Understanding, MOU）が合意されたこと、及び、その直後の11月30日にイランが大小トンブ島の全部とアブムーサ島の一部を占拠したことである（その後、1992年にイランはアブムーサ島全体を占拠し、今日に至っている）。

本稿では、長期間に亘るこの複雑な領土紛争のうち、この了解覚書に

- 1 アブムーサ島はUAEのシャルジャ首長国の北西65キロに所在し、面積は12.8平方キロ、大小トンブ島はアブムーサ島の北40キロに所在し、面積は大トンブ島が10.3平方キロ、小トンブ島が2平方キロである。
- 2 ホルムズ海峡については、拙稿「ホルムズ海峡と国際法」坂元茂樹編著『国際海峡』（東信堂、2015年）129-155頁参照。

的を絞って国際法の観点から若干の考察を加える。まず、2において了解覚書に至る経緯をごく簡単に見た上で、3において了解覚書の内容、4においてイランによる支配の拡大について概観し、5において国際法上の論点について指摘することにしたい³。

2 了解覚書に至る経緯

アブムーサ島及び大小トンブ島の領有権を巡る紛争の長期に亘る複雑な歴史的経緯については紙幅の制約ゆえ省略せざるを得ない。ここでは英国が休戦諸国（Trucial States）から撤退する1971年11月まで実効的支配をしてきたことのみを記しておきたいが、特筆すべきは次の点である。イランのPahlavi皇帝（Shah）と英国政府の湾岸問題担当であったLuceとの会談において、Shahは英国との協定に達しない場合には実力をもってアブムーサ島及び大小トンブ島を占拠する意図を明確にした。英国にとっての問題はいかに面目を潰すことなくイランによる占拠を黙認するかであった。英国外務省内では、「撤退」（withdrawal）という言葉は悪い印象を与えるため、「我々の関係の現代化」（modernization of our relationship）という言葉を使ったほうがよいという意見も示された。また、ありうべき解決案として、主権の曖昧化（blurring sovereignty）、共同領有（condominium）、賃借取極（leasing arrangements）、即座の売却（outright sale）、ありうべき石油収入の分配（sharing of a possible oil revenues）、イランへの金銭的誘引（Iranian financial inducements）や、さらにシャルジャのKhalid首長がアブムーサ島の、ラアス・ル・ハイマ（Ras al-Khaimah, UAEの支邦となる）のSaqr首長が大小トンブ島の世襲君主となるがShahに服従する旨の秘密合意までもが検討された⁴。Luceはイランによる年

3 筆者は、1996年11月にアブダビにおいてUAE外務省の担当官に面会して以来、この問題に関心を有し、少しずつ資料を収集してきたが、国際裁判になっていない第三国間（しかも非英仏語圏）の領土紛争に国際法の観点からアプローチすることの難しさを痛感してきた。2018年に決定版ともいえる900頁余からなるモノグラフ（Charles L.O. Buderer and Luciana T. Ricart, *The Iran-UAE Gulf Islands Dispute*, Brill）が刊行され、了解覚書についても多くの頁を割いて詳細な検討を行っている。本稿では主に同書に依拠しつつ考察をすすめた。邦語文献としては、石田進『ペルシャ・アラビア湾岸諸国間の領土紛争の研究』（三省堂、2003年）164-175頁、堀抜功二「湾岸諸国における国境と国家の存立構造—UAEの国境問題の展開を事例に」『国際政治』162号（2019年）56-69頁参照。

4 Martin W. Daly, *The Last of the Great Proconsuls: The Biography of Sir William Luce* (Nathan Berg, 2014), p.297. 大小トンブ島に関して、ラアス・ル・ハイマの首長はイランに対して、

間 160 万ポンドの支払及び大小トンブ島の沖合油田からの収入の 49% の配分と引きかえにラース・ル・ハイマが両島に対する主権をイランに委譲することを提案したが、Saqr はこの提案を拒否した⁵。撤退直前の英国にはアブムーサ島及び大小トンブ島をイランの領土的野心から防衛してシャルジャ及ラース・ル・ハイマに引き渡すという強い意思はおよそ欠如していたと言わざるを得ない。

ここではさらに国際法上興味深い次の 2 つの事実を指摘しておきたい。

第 1 に、もしこの領有権問題が国際裁判となった場合の勝訴の可能性につき、1966 年に英国政府の一職員が勝訴は 60% と見積もったが、1971 年までには英国外務省は十中八九勝訴するだろうと楽観視するようになった⁶。

第 2 に、アブムーサの領有権について英国の法律事務所がシャルジャから依頼を受けて作成した 1971 年 7 月 23 日の文書があり⁷、その主たる内容は次の通りである。

「1. アブムーサ島は最も初期の記録された日からシャルジャの歴代首長に確かに帰属し、歴代首長が同島に対する主権を有してきた。この権原はシャルジャの Qawasim 一族による長期かつ継続的な期間に亘る同島の間断なき所有（国際判例によって主権の構成のための不可欠な要素として確立されている）に基づいている。

2. 18 世紀末から 1935 年までの Bushire の英国総督代理邸の記録は、シャルジャの Qawasim のためにしばしば主張及び行使されたアブムーサ島に対する排他的な権利を示している。湾岸における英国当局はシャルジャの権原を擁護し、少なくとも 100 年間に亘りそうしてきた。シャルジャの旗は同島に 1903 年から掲げられてきた。

ラース・ル・ハイマが主権は保持しつつもイランに賃貸することを提案したが、イランは拒否した。Richard A. Mobley, *The Tunbs and Abu Musa Islands: Britain's Perspective*, *Middle East Journal*, Vol. 57 No 4 (2003), p.634.

5 Hassan Hamdan al-Alkim, *The Foreign Policy of the United Arab Emirates* (Saqi Books, 1989), p.142.

6 Mobley, *supra note 4*, p.629.

7 Interim Report to His Highness the Ruler of Sharjah, prepared by Coward Chance and Associates of Swithin's House, in Husain M. Al-Baharna, *The Arabian Gulf States: Their Legal and Political Status and Their International Problem* (Second revised ed., Librairie du Liban, 1975), pp.344-345.

3. 1898 年からシャルジャの統治者は島内及び島の周辺での鉱物のコンセッションを第三者に付与してきた。これらのコンセッションにつきイランからの抗議は 1970 年になされたもの以外にはなかった。アブムーサ島を利用する真珠業者及びその他の者はシャルジャの統治者に少なくとも 1863 年から毎年税を支払ってきた。

4. アブムーサ島に対するイランの最初の権利主張は 1904 年の事件から生じた。その時点からイランのアブムーサ島に対する主張を支持するいかなるものも記録の中に見い出せない。

5. 1878 年から 1887 年までの期間に Lingeh の Qawasim の統治者がアブムーサ島同様にトンブを統治したとのイランの主張には、これを支持するいかなるものも記録の中に見い出せない。ラース・ル・ハイマと Lingeh の共同統治に服したと思われる大小トンブ島と明確にシャルジャの統治者の主権下にあったアブムーサ島とは異なる。

6. 1888 年に英国が Shah に示した地図に基づくイランの主張も反駁される。地図の不正確さの危険は明らかであり、とりわけ多くの島が異なる所有者の場合にはそうである。英国政府は、地図の色付けにおける誤謬は同意を得ていない統治者の主張を損なうものではないとする。」

この主張は、権原の歴史的凝固 (historical consolidation of title) 理論 (先占、時効、添付、割譲といった領域取得の態様の要件をたとえ満たさなくても総合判断により領域取得が認められ得るとの考え方) に依拠した領有権の主張であると解せられる⁸。但し、国際司法裁判所 (ICJ) は、「カメルーン・ナイジェリア間の領域及び海洋境界事件」判決 (2002 年) において、ナイジェリアが援用した同理論を「既に確立された領域取得の態様にとってかわることはできない」として採用しなかった⁹。

3 了解覚書の内容

アブムーサ島に関する 1971 年 11 月下旬のイラン・シャルジャ間の了

8 Mohamed Abdullah Al Roken, Dimensions of the UAE-Iran Dispute over Three Islands, in Ibrahim Al Abed and Peter Hellyer (eds.), *United Arab Emirates: A New Perspective* (Trident Press Ltd., 2001), p.191.

9 ICJ Reports 2002, p.352.

解覚書の内容は次の通りである¹⁰。

「イランもシャルジャも、アブムーサ島に対する自らの要求を放棄しないし、また相手の要求も認めない。この背景の下で、次の取極がなされる。

1. イランの軍隊はアブムーサ島に到着する (will arrive)。彼らはこの覚書に付された地図で合意された範囲の区域を占領する (will occupy)。
2. (a) イランの軍隊によって占領された合意区域内では、イランは完全な管轄権を有し、イランの旗が掲げられる (will fly)。
(b) シャルジャは同島の残りの部分に対して完全な管轄権 (full jurisdiction) を保持する (will retain)。イランの旗がイランの軍隊の占領区域に掲げられるのと同じ根拠で、シャルジャの旗がシャルジャの警察の駐在区域に掲げられ続ける (will continue to fly)。
3. イラン及びシャルジャは同島の領海の幅を 12 カイリとすることに承認する (recognize)。
4. アブムーサ島の石油資源及びその領海の下海床・海底の開発は、イランにとって受入可能でなければならない (must be acceptable to Iran) 協定の下で Buttes Gas and Oil 会社によってなされる (will be conducted)。当該開発に起因する今後の政府の石油収入は同社によってイラン及びシャルジャに半分ずつ直接に支払われるものとする (shall be paid)。
5. イラン及びシャルジャの国民はアブムーサ島の領海において平等な漁業の権利を有するものとする (shall have equal rights)。
6. イランとシャルジャの間では財政援助協定が署名される (will be signed)。」

なお、この了解覚書はイラン・シャルジャ間のものであるが、Luce がイラン・シャルジャ間のシャトル外交を行った結果、英国が原案を作成して、まずシャルジャに提示してシャルジャが 11 月 18 日に了承した上で、今度はイラン側に提示し、イランが 11 月 25 日に了承し、11 月 26 日に英国がシャルジャにその旨を伝えて成立したものである。11 月

10 P.L.Toye (ed.), *The Lower Gulf Islands : Abu Musa and the Tunbs*, vol.6 1935-1971 (Archive Editions, 1993), pp. 490-491.

25 日の書簡において、イランは、「本覚書は、アブムーサ島及びイラン軍の安全を守るため必要と考える同島におけるいかなる措置をもとるイランの行動の自由を制約するものではないとの理解の下に、本了解覚書を受諾する」旨の立場を示した¹¹。了解覚書の締結方式としては、Shah が「英国がアブムーサ島および大小トンプ島を奪ったのだから、英国としか合意しない」という強硬な立場をとったため、Peter Ramsbotham 駐イラン英国大使の提案で、イランと英国との交換公文、及び、シャルジャと英国との交換公文という 2 つの交換公文の形をとることとなった¹²。

4 イランによる支配の拡大

本了解覚書が合意された直後の 1971 年 11 月 30 日、イラン軍はアブムーサ島北部に進出し、また大小トンプ島を占拠した。このような大変な状況の中、UAE は同年 12 月 2 日に 6 首長国による連邦国家として英国から独立した (ラアス・ル・ハイマは 1972 年 2 月 10 日に UAE に加わった)。主要各国は UAE を国家承認し (日本は 12 月 3 日に承認)、12 月 4 日にはイランも国家承認をした。なお、イラクは、本件は英国とイランの共謀に基づくとして、イラン及び英国との外交関係を断絶した。また、サウジアラビアは UAE との間で国境問題を抱えていたこともあって、国境問題を解決する 1974 年 7 月 29 日の合意まで UAE を国家承認しなかった¹³。

アブムーサ島へのイランの行動に関連して、外交史料館所蔵史料「アラブ首長国連邦独立問題」¹⁴では、現地の日本大使による次のような興味深い報告がみられる。

①前田憲作在イラン大使発福田赳夫外務大臣宛 1971 年 11 月 28 日付電信第 572 号

「27 日、最近一週間にわたりペルシャ湾がん [ママ] 土こう [ママ] 国

11 Toye (ed.), *supra note* 10, p.494.

12 Northcutt Ely, *Recollections of the Persian Gulf*, <http://www.redlandsfortnightly.org/papers/persgulf.htm> Ely は Khalid 首長の顧問弁護士をつとめた。

13 この時期のサウジアラビアと UAE の関係につき、al-Alkim, *supra note* 5, pp. 118-121.

14 管理番号 2014-3222